○警察庁告示第二号

警察官の服制に関する規則（昭和三十一年国家公安委員会規則第四号）第七条の規定に基づき、警備出動に従事する警察官等の服制を次のように定めたので、告示する。

平成二十七年十二月十四日

警察庁長官　金高　雅仁

警備出動に従事する警察官等の服制

（警備出動に従事する警察官の被服等）

第一条　騒乱、大規模な災害その他の場合における警備のための出動（以下「警備出動」という。）に従事する警察官は、警察庁長官が別に定める場合を除き、次に掲げる被服を着用しなければならない。

一　出動服
二　略帽
三　短靴又は長靴
四　出動服用ベルト

2　前項の規定にかかわらず、警備出動に従事する警察官は、その者が所属する部隊の長（以下「隊長」という。）が認めるときは、次に掲げる被服又は装備品（以下「被服等」という。）を着用し、又は着装することができる。

一　制服又は活動服
二　制帽又は活動帽
三　帯革、警棒又は手錠
四　その他隊長が適当と認める被服等

3　警備出動に従事する警察官は、必要があると認めるときは、雨衣、手袋若しくはマフラーを着用し、又はヘルメット若しくはプロテクターを着装することができる。

4　第一項第一号及び第二号に規定する被服並びに第三項に規定するヘルメットの色、地質若しくは材質又は制式（以下「色等」という。）は、別表に定めるとおりとする。

（私服の着用）

第二条　警備出動に従事する警察官は、隊長が特に必要があると認めるときは、私服を着用することができる。

（警察本部長の定めへの委任）

第三条　前二条に定めるもののほか、警備出動に従事する警察官の服制に関し必要な事項は、警視総監及び道府県警察本部長が定めるものとする。

（皇宮護衛官への準用）

第四条　前三条の規定は、皇宮護衛官について準用する。この場合において、前条中「警視総監及び道府県警察本部長」とあるのは「皇宮警察本部長」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

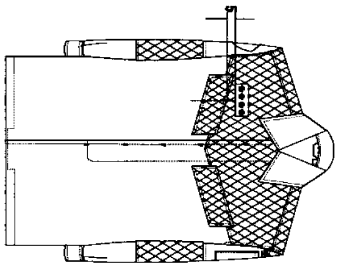
2　警視総監及び道府県警察本部長は、警備出動に従事する警察官の服制について、所要の経過措置を定めることができる。

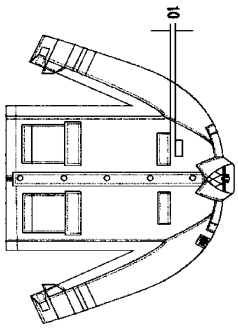
3　皇宮警察本部長は、警備出動に従事する皇宮護衛官の服制について、所要の経過措置を定めることができる。

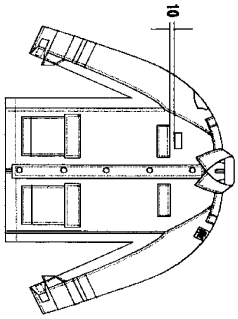
別表（第一条関係）

出動服	上衣	色	濃紺色とする。
		地質	綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。
		制式	襟	折り襟式とし、開襟小開きとする。
			前面	中央に打抜きボタン一個及び隠しボタン四個を付ける。ポケットは左右胸部に各一個とし、蓋を付け、黒色の隠しボタン各一個で留める。
			袖	長袖カフス式とし、黒色のボタン二個を付ける。
			胴締めひも	胸部内側に、ひも通しを付け、ひもを通す。

図十一　階級表示の位置


災害活動服上衣


災害活動用防寒服上衣


防水災害活動服上衣

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。

（白色自動二輪車に乗車する皇宮護衛官の服制の一部改正）

2　白色自動二輪車に乗車する皇宮護衛官の服制（平成五年警察庁告示第一号）の一部を次のように改める。

本則中「、第二条第二項」を「中「警視総監及び道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）」とあり、並びに第二条第二項」に、「所轄庁の長」を「警察本部長」に改める。